

令和4年第1回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和4年2月25日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和3年度専第7号 瑞浪市一般会計補正予算（第15号））	別冊
議第2号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第3号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	2
議第4号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3
議第5号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第6号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第7号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第8号	瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例の制定について	13
議第9号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	14
議第10号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15
議第11号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて	18
議第12号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	19
議第13号	工事請負変更契約の締結について	20
議第14号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第16号）	} 別冊
議第15号	令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	
議第16号	令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議第17号	令和3年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第18号	令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）	
議第19号	令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）	
議第20号	令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）	
議第21号	令和4年度瑞浪市一般会計予算	
議第22号	令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議第23号	令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	

- 議第 2 4 号 令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第 2 5 号 令和 4 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第 2 6 号 令和 4 年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第 2 7 号 令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計予算

} 別冊

議第2号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和3年度をもって瑞浪超深地層研究所に係る電源立地地域対策交付金の交付が終了することに伴い、電源立地地域対策交付金施設整備基金を廃止する。

【改正内容】

電源立地地域対策交付金施設整備基金を廃止するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理	名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入	瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入
瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため			瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため		
				電源立地地域対策交付金施設整備基金	電源立地地域対策交付金に係る施設整備の資金に充てるため		
瑞浪市駐車場施設整備基金	公共駐車場の整備の資金に充てるため	1 瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち、市長が定める額 2 予算で定める額	瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち、市長が定める額 編入	瑞浪市駐車場施設整備基金	公共駐車場の整備の資金に充てるため	1 瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち、市長が定める額 2 予算で定める額	瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち、市長が定める額 編入
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議第3号 瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が廃止され個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合されることに伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

引用している法律名及び条項名を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u> _____に規定する個人識別符号をいう。 （3）～（11）（略）	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u> に規定する個人識別符号をいう。 （3）～（11）（略）
第3条～第38条（略）	第3条～第38条（略）

議第4号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和3年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

一般職の職員、特別職の職員、一般職の任期付職員について、期末手当支給割合を改定するための
所要の改正

(該当条例)

- ・瑞浪市職員の給与に関する条例（第1条）
- ・瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（第2条）
- ・瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第3条）
- ・瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第4条）

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条)</p> <p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第18条の2～第26条 (略)</p>	<p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第18条の2～第26条 (略)</p>
<p>○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条)</p> <p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第6条～第7条 (略)

○瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第3条)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の215」とする。

第10条～第11条 (略)

○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第4条)

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の100」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

第6条～第7条 (略)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」とする。

第10条～第11条 (略)

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の127.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の107.5」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)
第23条～第31条 (略)

2～3 (略)
第23条～第31条 (略)

議第5号 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

【制定趣旨】

令和3年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

市議会議員について、期末手当支給割合を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、 辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による 任期終了の日現在)において受けるべき議員報 酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、瑞 浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第 19号)の規定により期末手当を受ける職員(以 下「一般職の職員」という。)の例により一定 の割合を乗じて得た額とする。 第6条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、 辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による 任期終了の日現在)において受けるべき議員報 酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、瑞 浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第 19号)の規定により期末手当を受ける職員(以 下「一般職の職員」という。)の例により一定 の割合を乗じて得た額とする。 第6条 (略)</p>

議第6号 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が人事院より示されたことにより、国家公務員に係る措置との均衡を図るため、条文の整備を行う。

【改正内容】

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を設けるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u> イ～ウ (略)</p> <p>第2条の2～第17条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)</u></p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u> イ～ウ (略)</p> <p>第2条の2～第17条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 次のいずれにも該当する <u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)</u> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間</u></p>

<p>第19条～第21条 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p>	<p><u>を考慮して市の規則で定める非常勤職員</u></p> <p>第19条～第21条 (略)</p>
<p>第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p>	
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	
<p>第24条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>

議第7号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置の導入及びこれに伴う一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入額の総額の変更並びに国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げのための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第11条の2 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条及び第20条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～イ （略） ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ～カ （略）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ （略） エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除</p>	<p>第1条～第11条の2 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～イ （略） ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ～カ （略）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ （略） エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除</p>

<p>く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>第12条～第15条の5の2 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>第15条の6の3～第15条の6の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の7～第19条の2 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して</p>	<p>く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>第12条～第15条の5の2 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>第15条の6の3～第15条の6の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の7～第19条の2 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して</p>
--	--

課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第20条の2 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の

課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第20条の2 (略)

世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

第21条～第30条 (略)

第21条～第30条 (略)

議第8号 瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

【制定趣旨】

中小企業及び小規模企業が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し必要な基本理念及び施策の基本方針を定める。

【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）、第4条（市の役割）、第5条（中小企業者の役割）、第6条（中小企業団体の役割）、第7条（金融機関の役割）、第8条（市民の協力）、第9条（施策の基本方針）、第10条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

議第9号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）が改正されることに伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供することができるとする規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条（略） 第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第1条～第2条（略） 第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>
第4条～第28条（略）	第4条～第28条（略）

議第10号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）の公布に伴い、手数料の改定を行う。

【改正内容】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定している保安確保機器の設置等の認定の申請及び貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査手数料の額を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～10 （略）	（略）	（略）	（略）	1～10 （略）	（略）	（略）	（略）
11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～5 （略）	（略）	（略）	11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～5 （略）	（略）	（略）
	6 法第33条第1項の規定に基づく保安機器に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	保安業務一般消費者等数増加認可申請手数料	1件につき6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と20,000円との合計した額		6 法第33条第1項の規定に基づく保安機器に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	保安業務一般消費者等数増加認可申請手数料	1件につき6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と20,000円との合計した額
	7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置等の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき認定を受けようとする者が締結している一般消費者等の数（以下この項において「一般消費者等数」という。）が1,000戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が1,000戸以上1万戸未満の		7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置等の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき認定を受けようとする者が締結している一般消費者等の数（以下この項において「一般消費者等数」という。）が1,000戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が1,000戸以上1万戸未満の

		ものにあつては80,000円、一般消費者等数が1万戸以上のものにあつては <u>98,000円</u>			ものにあつては80,000円、一般消費者等数が1万戸以上のものにあつては <u>11万円</u>
8	法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等設置許可申請手数料	1件につき21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	8	法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置の許可の申請に対する審査
9	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	9	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査
10	法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。	10	法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置に係る完成検査

) の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	11～16 (略)	(略)	(略)
12～14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

) の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	11～16 (略)	(略)	(略)
12～14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議第11号 瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かつ やす ひろ 勝 康 弘
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市副市長
学歴	明治大学商学部 卒業
経歴	昭和54年4月 瑞浪市奉職 平成16年4月 企画部秘書課長 平成19年4月 企画部長 平成21年4月 総務部長 平成22年3月 退職 平成22年4月 瑞浪市副市長（1期目） 平成26年4月 瑞浪市副市長（2期目） 平成30年4月 瑞浪市副市長（3期目） 現在に至る
備考	

議第12号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	み わ まさ のり 三 輪 正 徳
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	岐阜県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和47年 4月 土岐郵便局 入局 平成15年 4月 川辺郵便局 副局長 平成18年10月 御嵩郵便局 副局長 平成19年 3月 富加郵便局 局長 平成25年 3月 富加郵便局 退職 現在に至る
備考	新任

議第13号 工事請負変更契約の締結について

概 要

工 事 名	瑞浪市本庁舎改修工事
変更前の金額	974,600,000円
変更後の金額	994,039,200円 (19,439,200円の増額)
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5階議場壁面のアスベスト除去追加による内装及び空調ダクト等の撤去・復旧工事 ・ 5階議場傍聴席バリアフリー工事及び階段昇降機設置 ・ 5階会派室等内装の部分補修工事など
備 考	・ 令和3年6月1日 工事請負契約議決

